

## 大和高田市法令遵守推進条例

公平かつ公正で市民に分かりやすい行政運営は、市政への市民の理解と信頼を高める上で極めて重要である。

そのためには、市は公平かつ公正な行政の基礎となる法令遵守の精神を常に追求し、行政活動の中にその主旨を反映させるよう努めなければならない。また、そうした法令遵守の努力を組織的に支え、保障する仕組みが必要である。加えて、このような法令遵守の精神は、市民と市との連携・協働によって支えられるべきものである。

このような認識の下に、大和高田市は、公平かつ公正な市政を目指して、市政における法令遵守の推進を図るため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、本市の行政組織において法令遵守を推進するための行動規範の確立及びその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、市民に対して法令遵守への理解と協力を求めることにより、職務の公平かつ公正な執行を図り、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 市の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属するもの及び同条第3項に規定する特別職に属するもの（議会の議員を除く。）

イ 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により奈良県が給料その他の給与を負担する教員で、市に勤務するもの

ウ その職務に係る名称のいかんを問わず、ア又はイに掲げる者に準ずる職務を行っている者と認められる者

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者（以下「受託者」という。）が行う当該契約に基づく事業に従事する者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行う市の公の施設の管理業務に従事

する者

エ 市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で規則で定めるもの（以下「出資団体等」という。）が行う事業に従事する者

オ アからエまでに掲げる者であった者

(3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(4) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則その他の規程をいう。

(5) 公益通報 職員等が、市政運営上の法令違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。）が生じ、又は生じようとしている旨を通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

(6) 特定要求行為 次に掲げるものをいう。ただし、公式又は公開の場で行われたもの及び陳情書、要望書等の書面により行われたものを除く。

ア 市が行う許可又は認可、契約、職員の採用、人事異動等に関し、特定の者に対して有利又は不利な取扱いを求めること。

イ 職務上特定の者に対し、義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。

ウ 執行すべき職務を執行しないよう、又は所定の期限までに執行しないよう求めること。

エ 職務上知り得た情報を漏えいさせようとする事。

オ 公務員としての職務に関する倫理に反する行為を求めること。

カ 法令により与えられた権限の行使に当たり、公正中立な執行を妨げる事。

(7) 不当要求行為 特定要求行為のうち、次に掲げるものをいう。

ア 正当な理由がなく面会を強要する行為

イ 粗野又は乱暴な言動により、職員に不安を抱かせる行為

ウ 正当な権利行使を装い、又は団体の威力を示す等社会常識を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入を要求する行為又は金銭若しくは権利を不当に要求する行為

エ 暴力的行為、威圧的言動、脅迫等を伴う行為

(職員の責務)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、公共の利益のために公正な態度で職務を執行しなければならない。

2 職員は、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の認識の下、市民に対して業務についての十分な説明を行い、理解を得るように努めなければならない。

4 職員は、公正な職務の執行を損なうおそれのある情報又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を除き、市民に対して積極的な情報の提供に努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 管理又は監督の地位にある職員(以下「管理監督者」という。)は、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の執行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、公平かつ公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保できるよう、法令遵守に関する啓発をしなければならない。

2 任命権者は、行政施策の説明及び公正な職務の執行の確保並びに法令遵守体制の確立のために職員研修を実施するとともに、本市に係る事業者等の理解と協力を得るための啓発を行い、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等(市民その他市政に関わりのあるものをいう。)は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。

2 何人も、職員に対し不当要求行為をしてはならない。

(法令遵守審査会)

第7条 公益通報(以下「通報」という。)及び特定要求行為に関する調査、審査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、大和高田市法令遵守審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員3人で組織する。

3 委員は、法令に関し専門的知識を有する者及び学識経験者の中から市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

8 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることはない。

9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、調査及び審査をすることができない。

10 審査会の会議は、委員全員の出席をもって開催するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

11 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認める場合には、公開することができる。

(公益通報)

第8条 職員等は、通報の必要があるときは、規則に定める方法により、市長が規則で定める者（以下「通報受付者」という。）又は審査会に対し、通報することができる。

2 職員等は、通報する場合は、原則として実名により誠実に行い、この制度を濫用してはならない。ただし、当該通報に係る事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示すことができる場合には、匿名により通報することができる。

(不利益取扱いの禁止等)

第9条 市長及び他の任命権者（以下「市長等」という。）は、公益通報者（以下「通報者」という。）に対して通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 通報者は、通報したことによって不利益な取扱いを受けたと思うときには、通報受付者又は審査会にその是正の申立てをすることができる。この場合において、通報者が通報後に受けた不利益な取扱いは、当該通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。

3 市長等は、通報者を保護するため、通報者が特定されるおそれがある情報は公開してはならない。

(通報に係る審査会の職務)

第10条 審査会は、委員に通報の受付及びその調査を行わせることができる。

2 通報受付者及び審査会の委員は、通報を受けたときは、速やかに審査会に通知するものとする。

- 3 審査会は、前項の通知を受けたときは、当該通報の内容について速やかに必要な調査及び審査を行うものとする。
- 4 審査会は、審査の結果、当該通報どおりの事実があると認めるときは是正措置等についての意見を付して、該当する事実がないと認めるとき又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならないときはその旨を、市長等に報告するものとする。
- 5 審査会は、審査の結果を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。
- 6 審査会は、市長等が正当な理由なく次条第1項の措置を執らないときは、これを公表することができる。
- 7 前条第2項の是正の申立ての調査及び審査については、第1項から前項までの規定を準用する。

(通報に係る措置)

- 第11条 市長等は、前条第4項の審査会の報告（前条第7項で準用する場合を含む。）を受けた場合は、速やかに審査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに審査会の意見を尊重し、違法行為等を是正し、再発を防止するために必要な措置を講ずるものとし、市長は、その概要を公表するものとする。
- 2 市長等は、前項に規定する場合のほか、通報者が通報をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに改善又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 市長等は、通報に係る事実がないことが判明した場合等で関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講ずるものとする。

(特定要求行為への組織的対応)

- 第12条 職員（市長を除く。第3項において同じ。）は、特定要求行為があったときは、法第13条の規定による平等取扱いの原則にのっとり、組織的に対応するとともに、当該行為の内容等を記録し、管理監督者に報告しなければならない。
- 2 管理監督者は、部下職員から前項の規定による報告を受けたときは、部下職員の適法かつ公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、前項の規定による記録により次条に規定する大和高田市法令遵守推進会議に報告しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、職員は、不当要求行為があったと認められる場合であっても、必要があると認められるときは、管理監督者への報告に代えて大和高田市法令遵守

推進会議への調査の依頼を行うことができる。

(法令遵守推進会議)

第13条 職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持の体制整備を図るため、並びに市における不当要求行為を防止するとともに、市として統一的な対応方針等を定めることにより、市民及び職員の安全と公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、大和高田市法令遵守推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、前条第2項の規定による報告又は同条第3項の規定による調査の依頼があったときは、速やかに必要な調査を行い、明らかに不当要求行為に該当しないと判断したものを除き審査会に報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定要求行為に係る審査会の職務)

第14条 審査会は、前条第2項の報告があったときは、必要な調査を行うとともに、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかを審査し、市長に報告しなければならない。この場合において、審査会は、市長が行う措置について意見を述べるができる。

2 審査会は、前項の審査を行う場合には、特定要求行為を行った者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(不当要求行為に対する措置)

第15条 市長は、前条の規定により不当要求行為に該当するものがあるとの報告を審査会から受けたときは、速やかに報告に基づいて必要な事実確認を行うとともに、審査会の意見を尊重した上で、当該不当要求行為を行った者に対して文書で警告を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずる場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該不当要求行為を行った者の氏名又は名称、警告の内容その他の事項について公表することができる。

(審査会への報告)

第16条 市長は、第12条第2項の規定による報告、同条第3項の規定による依頼及び前条第1項の規定による措置の内容について、定期的に審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該報告の内容について、市長に対し、意見を述べるができる。

(職員等の協力)

第17条 職員等、受託者、指定管理者及び出資団体等は、この条例の規定に基づき、市長等、推進会議又は審査会が行う調査等に協力しなければならない。

2 前項の規定による調査等に協力をした者は、当該調査等において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運用状況の公表)

第18条 市長は、毎年1回、通報及び不当要求行為の件数並びにそれらの概要その他のこの条例の運用の状況を取りまとめて公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「政治倫理審査会の委員」の次に「、法令遵守審査会」を加える。

別表第1中

「

政治倫理審査会の委員	日額 15,000円
------------	------------

を

」

「

政治倫理審査会の委員	日額 15,000円
法令遵守審査会の委員	日額 15,000円

に改める。

」